

## 景観に配慮した河川構造物の設置 ～河川管理施設等構造令・大臣特認制度における 国総研の役割～



河川研究部長 益倉 克成

### 1. 地域の文化遺産である土木構造物

近年、良好な環境の整備に対するニーズが高まってきています。土木構造物は地域の景観を構成する重要な要素であるため、「用・強・美」の3つを兼ね備えた、使いやすく丈夫でかつ美しい施設を整備して行くことが重要です。

河川に設置される橋やダムの中には、地域のシンボルマークとなっているものが少なくありません。たとえば、写真-1は山口県岩国市を流れる錦川に架かる錦帯橋です。1673年の建設当時の姿を今に留める5連の太鼓橋で、岩国を代表する観光スポットとして広く知られています。

写真-2は、香川県大野原町の豊稔池ダムです。1930年に完成した日本で唯一の石積マルチプルアーチダムで、その美しい姿は西洋の城館を連想させます。アーチを支える柱に見える四角い穴は、サイホン式洪水吐きの出口です。ダム周辺は湧水公園として整備され、地域の人々の憩いの場となっています。

これらの構造物は、木材や石などの手近に揃う材料により作られていますが、先人達の知恵と工夫と意気込みにより、美しい構造物として評価されています。



写真-1 錦帯橋



写真-2 豊稔池ダム

### 2. ユニークな河川構造物の設置

平成9年に河川法が改正され、地域の個性を生かした川づくりを推進するため、新たに「河川環境の保全と整備」が河川管理の目的に加われました。河川に設置される橋やダム、水門などは、河川管理施設等構造令を満たすように設計されますが、地域のシンボルとなるような美しい構造物を作りたいという要望の高まりに応じて、平成11年に構造令も改正されました。この改正により、構造令では想定していないユニークな構造物であっても、国土交通大臣が安全であると認定した場合には、設置できるようになりました(大臣特認制度)。国土交通大臣に認定の申請があった場合には、必要に応じて、国総研が技術的な検討を行う機関として位置づけられています。

昨年8月にこの制度がスタートして以来、国総研では、十六橋水門(福島県)の他、最新の技術成果を取り入れた構造物として、苫田ダム鞍部処理工(岡山県)、京極発電所上部調整池の3つの施設について、技術的な検討を行いました。写真-3は、その一つ、猪苗代湖の出口に1914年に築造された十六橋水門です。福島県では、洪水調節のための改築が計画されています。構造令では想定されていない形状ですが、歴史的な建造物であり国立公園内でもあることから、安全性を確保したうえで現在の景観を極力変えないように改築される予定です。

この大臣特認の制度が積極的に活用され、地域の歴史や自然景観にマッチした未来の文化遺産づくりが各地で進められることが切に望まれます。



写真-3 十六橋水門